

○小林市観光イメージキャラクター派遣要綱

平成25年4月1日

告示第94号—1

(趣旨)

第1条 この告示は、小林市が観光PRを目的として作成したイメージキャラクター「こすモ〜」(以下「キャラクター」という。)の派遣について必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象者)

第2条 キャラクターの派遣を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 派遣目的が営利活動でないもの
- (2) 派遣目的が宗教活動及び政治活動でないもの
- (3) 法令及び公序良俗に反しないもの
- (4) 小林市暴力団排除条例(平成23年小林市条例第25号)第2条第1号の規定による暴力団若しくは同条第2号の規定による暴力団員又は同条第3号の規定による暴力団関係者でないもの
- (5) その他、市長が特に必要があると認める要件を満たしているもの

(派遣料)

第3条 派遣料は、無料とする。

(申請)

第4条 キャラクターの派遣を受けようとする団体の責任者(以下「申請者」という。)は、小林市観光イメージキャラクター派遣申請書(様式第1号)により、派遣を受けようとする日の1月前までに市長に申請しなければならない。

(許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請書を受理した日から起算して3日以内に、申請者に対し小林市観光イメージキャラクター派遣許可書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、派遣することが不適當であると認めた場合は、小林市観光イメージキャラクター派遣不許可通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(派遣上の遵守事項)

第6条 キャラクターの派遣を受けた者（以下「許可者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 小林市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 許可された用途のみに使用すること。
- (3) 派遣使用期間を遵守すること。
- (4) 派遣時の安全対策を講じること。
- (5) その他、市長が許可した条件に従って使用すること。

(許可の取消)

第7条 許可者に、第2条に規定する要件を満たしていない又は前条に定める事項を遵守していない事実が見受けられたとき若しくはその他の違反が確認されたときは、市長はその許可を取り消すことができる。

(派遣期間)

第8条 キャラクター派遣期間は、原則1団体につき1日以内とする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

(停止の命令)

第9条 市長は、許可者が特別な事由なくして派遣期間の期限までにキャラクターを返却しないとき又は第7条の規定による許可の取消しを受けたときは、直ちにキャラクターの派遣を停止することができる。

2 前項に規定するもののほか、許可者が虚偽その他不正な手段により、キャラクターの派遣を受けたと認めるときは派遣の停止を命ずることができる。

(原状復帰)

第10条 キャラクターを汚損した場合は、許可者の責任により補修又はクリーニングを行い原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が物品の補修又はクリーニングを求めたときは、許可者はこれに従わなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 市長は、キャラクターの派遣により申請者が被った損害又は傷害に対する賠償責任を負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほかキャラクターの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。